

令和4年

冬

木曾三川 歴史・文化の調査研究資料

KISSO

2022
Vol.
121

多治見市

虎溪山永保寺にあり

無際橋を水面に映す

臥龍池

地域の歴史

生産量全国一を誇る

多治見市笠原町のモザイクタイル

1

地域の治水・利水

多治見市南姫地区の

暮らしに根付く木曾川水系姫川

3

歴史記録

船頭平間門建設の経緯と幻の閘門 第三編
請願の採択経緯

5

研究資料

長良川と中世関鍛冶の繁栄

関市産業経済部観光課 関鍛冶伝承館担当 江西奈央美

8



生産量全国一を誇る 多治見市笠原町のモザイクタイル



多治見市モザイクタイルミュージアム 〈提供：多治見市モザイクタイルミュージアム〉

岐阜県東部に位置する多治見市は、古くから美濃焼の産地として発展し、昭和五十年代の丘陵部の宅地開発などにより東濃地方の中核都市となりました。

市の南部の笠原町は旧土岐郡笠原町で、平成十八（二〇〇六）年に多治見市と合併した地域です。

江戸時代から美濃焼の主要な生産地で、磁器生産は江戸時代後期に焼き出され、茶碗が特産品となりました。

一. モザイクタイルの歴史

タイルは、一般的に建築物の床や壁を仕上げの材料として用いられる平板上の粘土焼成品です。耐久性・耐火性・耐摩耗性に優れ、特に洗面所・風呂・手洗場など水気の多い場所に適し、その使用範囲は極めて広い材料です。

タイルの歴史は、紀元前のエジプト時代に遡るとされ、中国では磚と呼ばれ寺院建築の壁面や床・通路などに使われてきました。日本でも仏教の伝来によって寺院建築に磚が使われ、「敷瓦」と呼んでいました。多治見市の永保寺の国宝開山堂は床に敷瓦が使われています。

タイルが一般建築に多く使用されるようになったのは、ヨーロッパでは十七世紀後半からといわれ、日本では明治以後洋風建築が進むにつれて利用されるようになり、当初はイギリスから輸入していたようです。タイルの国産化は、明治時代瀬戸において、タイル生産の道を開いた本業瓦と呼ばれる敷瓦の生産がはじまり、これ以後各地でタイル生産活動が相次ぎました。明治四十一（一九〇八）年名古屋および淡路で、わが国で初めて粉末乾式圧縮法によるタイルの製造に成功しました。東濃地方におけるタイル生産は、明治四十四（一九一）年多治見の長谷川淳一が



モザイクタイル
〈提供：多治見市モザイクタイルミュージアム〉

タイルを焼いたのが最初といわれています。明治末期から大正期にかけて、常滑でモザイクタイルの生産が始められ、やや遅れて瀬戸でも同種

製品が生産されました。モザイクタイルは、材質や用途による分類ではなく、表面積が五十㎠以下の比較的小さいタイルを指し、形状は方形が多いですが円形や不定形のものもあります。

二. 笠原町のモザイクタイル 生産と山内逸三

東濃地方では、大正十五（一九二六）年加藤重保が現在の多治見市京町でモザイクタイルの製造を始めたのが第一号とされています。加藤は当時多治見の粘土が常滑のタイル業者に販売されていたことに着目し、地元での製造を思い立ったそうです。

笠原町では、昭和六（一九三一）年に山内逸三が長い研究開発の末、釉薬を施したテラコッタ（大型のタイル）の実用化に成功しました。山内の施釉のタイルが大林組の注文で大坂瓦斯（株）のビルに使用されました。山内は昭和十年頃、施釉の磁器モザイクタイルを開発し生産を始めます。施釉磁器モザイクタイルは、従来の無釉タイルと比べ、耐久性・耐水性に優れ、さらにより鮮やかな発色が可能になったことで、その用途が格段に広がりました。山内が、この技術を地域の発展のため地元業者に惜しみなく教えたことから、笠原町はモザイクタイルの国内最大の産地になっていきました。

山内逸三は、明治四十一（一九〇八）年、笠原町の茶碗製造業家に生まれ、大正十二（一九一七）年多治見工業学校を卒業して、京都にあった国立陶磁器試験場に入所しました。以来、京都にてテラコッタ、モザイクタイルの研究開発に携わり、昭和四（一九二九）年笠原町に帰り、製陶業を営みながら研究を続けました。後年陶板による陶壁づくりも手がけ、中央公民館や笠原神明宮などに作品が残されています。このような製陶業や陶芸活動のほかに、笠原陶磁器工業協同組合の理事長や町議会議員などの公職を歴任し、長年の功績によって昭和五十二（一九



山内逸三氏による笠原町の神明神社のタイル壁画
 〈提供：多治見市モザイクタイルミュージアム〉

七七）年黄綬褒章をつけた。昭和の初めは、食器類などの陶磁器は不景気でしたが、タイルは用途が広がりました。しかし、奢侈品扱いとなり高率の物品税が課せられたため、国内では急速な需要増加には至らず、戦時中は軍需品や代用陶器の生産をせざるを得ませんでした。

三、笠原町タイル産業の躍進

戦争直後の笠原町の陶磁器産業は、戦時中の企業整理、原材料・燃料不足でほとんど操業停止状態でした。最大の課題は燃料不足で、石炭は入手が難しいので亜炭で補い、焼成に工夫を凝らしましたが、輸出貨きの上質品を生産することは困難でした。しかし、戦後の復興や進駐軍関係の需要によって、陶磁器生産は次第に増加していきました。

なかでもモザイクタイルは、極めて高率であった物品税が業界の訴えにより引き下げられ、その特性を活かして一般家庭のさまざまな場所で利用が進み、需要が急速に伸びました。昭和三十年代はタイル産業の飛躍的な発展期となり、それまで食器生産を行っていた業者にもタイル生産に切り替える業者が増加し、タイルは出荷額で食器を上まわるようになり、以降、笠原町陶磁器業の出荷額は大部分がタイルになっていきました。

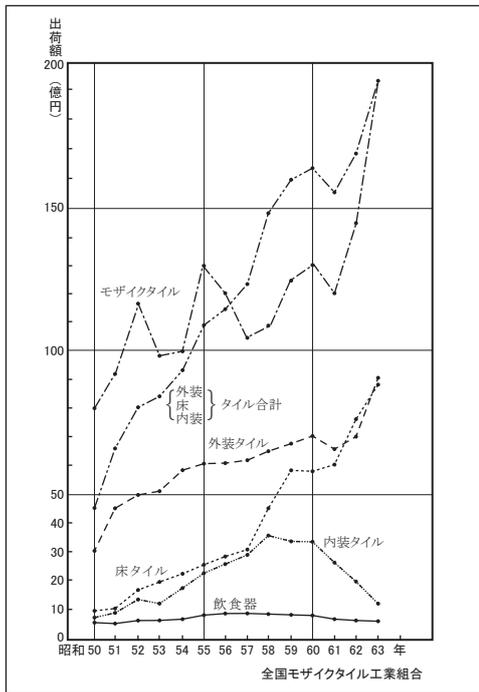
昭和四十年代から五十年代にかけて、笠原町

の陶磁器出荷は大きく増加し、その大半がタイル、とりわけモザイクタイルとなっています。この間、笠原町のモザイクタイル出荷額は全国比で四十%前後と全国一を誇ってきました。輸出も好調で、タイルを含む陶磁器は、名古屋港における主要な輸出品目でした。

四、重要減少とモザイクタイルミュージアム

昭和初期に始まり、戦後に大きく発展してきたタイル産業ですが、昭和五十年代から平成初期が国内の外装タイルの需要ピークで、以降は生産の減少が顕著になっていきます。経済産業省の工業統計調査によると、岐阜県のモザイクタイルの出荷額は、平成三（一九九二）年の二九、二七九百万円をピークに平成二六（二〇一四）年には一三、五九七百万円と半減しています。減少の要因としては、安価な新興国製品との競合のほか、新建材の出現やライフスタイルの変化によってタイルを使わない住宅が多くなったことなどが挙げられます。

笠原町でも需要の低迷とともに、モザイクタイル製造事業者が減少していきました。こうした状況の中、モザイクタイルの魅力を発信し、



陶磁器製品出荷額状況
 〈出典：かさはらの歴史 笠原町史 その五〉

ミュージアムの建物、タイルの原料である粘土の採土場をモチーフとした独創的な外観が特徴的です。館内はさまざまなおしゃれなモザイクタイルや、歴史・製造工程などのテーマで展示され、タイルの様々な可能性が感じられます。また

タイル業界を守ろうという動きから、平成二〇一八（二〇一六）年六月に「多治見市モザイクタイルミュージアム」がオープンしました。

今から二十五年ほど前、笠原町商工会の地場産業振興委員会は、地域の活性化に取り組みする業のひととしてタイルの博物館を作ろうと考え、そのコンテンツ作りのためにタイル製品や資料の収集活動を始めました。中心となったのは、タイルメーカーに原料を供給する会社を経営していた各務寛治氏で、今は退任されましたがモザイクタイルミュージアムの初代館長でもありました。委員会のメンバーが各社の見本台紙を集めたり、タイル張りの製品を集めたりする中で、当時建築史家として建築素材であるタイルに関する文章を著していた藤森照信氏にも協力を求め、東京大学の校舎や丸ビル、銭湯など、県外の著名な建築物のタイルも集まってきました。地道に収集したモザイクタイルは一万点を超えたそうです。

博物館の実現は容易なことではありませんでしたが、平成一八（二〇〇六）年に多治見市と笠原町が合併したことを機に、笠原町の求めに応じ、多治見市の事業として具体化していきました。そして博物館の建物については、各務氏からの依頼もあって、藤森氏がデザインを引き受けることとなりました。

鑑賞するだけでなく、モザイクタイルを使ってオリジナルの小物を作る体験工房も賑わっています。

さらに、モザイクタイルの魅力を生産振興につなげるための取り組みも行われています。自宅にタイルを取り入れてみたいという人を対象に、常駐するタイルの専門家がさまざまな相談に対応するとともに、事業者と住宅デザイナーや建築家などが意見交換する場を設けて、新商品の開発や販路拡大に繋げるきっかけづくりを行っています。

笠原町内では、主婦を中心としたグループが、殺風景なゴミステーションをモザイクタイルで装飾する活動を行っています。また、モザイクタイルミュージアム前の通りではモザイクタイルを使った雑貨店、隣接する公民館の空きスペースではモザイクタイルで店内を装飾したカフェが営業しています。

昭和初期からタイルの町と呼ばれた笠原町には、今もタイルへの愛着が息づいています。



モザイクタイルミュージアム4階の展示室
 〈提供：多治見市モザイクタイルミュージアム〉

参考文献

- 『笠原町史 その四 かさはらの焼き物』 平成三年 笠原町
- 『日本のタイル工業史』 一九九一年 株式会社INXX

多治見市南姫地区の暮らしに根付く木曾川水系姫川



多治見市内における姫川最下流部

岐阜県多治見市は、県下で岐阜市・大垣市・各務原市について四番目に人口が多い市で、人口の多くが東から南西に流れる土岐川の流域に集中しています。木曾川水系では、市の北西部を流れて可児市域で可児川支流・久々利川に流入している姫川の流域に集落が発達してきました。

木曾川水系と土岐川水系の分水嶺が国道二四八号の牧峠にあります。姫川流域の集落は、古代より姫の郷と呼ばれ、近世では姫四ヶ村、明治以降は姫治村と呼ばれた地域です。

1. 南姫地区の概要

姫川流域の縄文・弥生時代遺跡には、姫町六丁目遺跡・姫町七丁目遺跡・大藪町西屋敷遺跡などが発掘されています。

明治二十八（一八九五）年に編纂された『美濃可児郡略史』には、「神代の昔、大國主命が豊葦原の中津国（日本の古名）を統治されていた時、天稚彦は下照姫を妻とし、美濃国武儀郡大矢田郷に居していた。天稚彦の妹（一説には娘）の売命は、東濃の下切に住し、ゆえにこの地を姫の郷それまた姫の領と言う。よって下切に妃売の霊社（八幡神社）と古墳存せり」とあります。

姫川流域はさほど広くない地域ですが、多くの古墳があり、可児古墳群の大藪支群に分類されています。大藪支群は、北丘古墳群四基、諸家古墳群三基、円田古墳群からなり、神話の存在とあわせてこの地域に古くから集落が発達していたことが判ります。古代集落の遺跡としては、諸家古墳に関係ある集落跡が南姫小学校の東麓で発掘されており、須恵器・土師器・白瓷などの出土品が奈良時代から鎌倉時代までの遺物で、この集落が長期間存在した証です。多治見地域の古代集落は八世紀初め、姫の大針台一号窯で須恵器を焼いたのが始まりといわれています。

中世まで姫の郷と呼ばれてきた当地域は、慶長郷では姫村となっており、江戸時代には下切村・今村・大藪村・大針村をもって姫四ヶ村とされていました。慶長六（一六〇一）年に、関ヶ原の戦いに戦功のあった岡田将監善同は美濃に姫村ほか五、〇〇〇石を与えられ、下切村に屋敷を構えました。善同は、美濃国奉行大久保長安配下で筆頭代官を務め、元和二（一六一六）年には美濃国奉行となり、農民政策や治水事業に注力しました。

近世の治水制度は、公儀普請（幕府が行う工事）、御手伝普請（幕府の命令を受けた大名が他の工事を行う）、国役普請（大名が費用・労役

を負担する工事）、自普請（農民などが自ら費用・労役を負担する工事）の四形態で事業を実施することになっていました。しかし、美濃国は幕府領・旗本領などが混在して

いたので、独自の規定をもった国役普請制度「濃州国法」が成立し、近世を通じて運用・実施されました。この制度の基盤をつくったのが善同で、濃州国法は将監国法とも呼ばれていました。

明治二十一（一八八九）年、市町村制が敷かれ、翌年六ヶ村（姫四ヶ村と北小木村・谷迫間村）が合併して可児郡姫治村となりました。昭和二十八（一九五三）年、町村合併促進法が施行され、姫治村も法律の定める合併の対象となり、周辺との合併を余儀なくされました。当初可児郡西部で可児町を創設する方向で進んでいましたが、大藪・大針地区で多治見市との合併を要望する声がありました。行政的には可児郡として中部中学を運用するなどしてきた一方で、経済的には多治見市との関係が深い村民も多かったため、結論が見いだせないまま対立が続きまわりました。混迷する合併問題は、昭和三十四（一九五九）年に自治庁の指導を受け、間もなく県から最終的な裁定が下され、北小木村、大針村、大藪村および下切村の一部は多治見市に、今村、谷迫間村および下切村の大部分は可児郡可児町（現可児市）に編入されました。合併後、多治見市となった地域は南姫と呼ばれています。

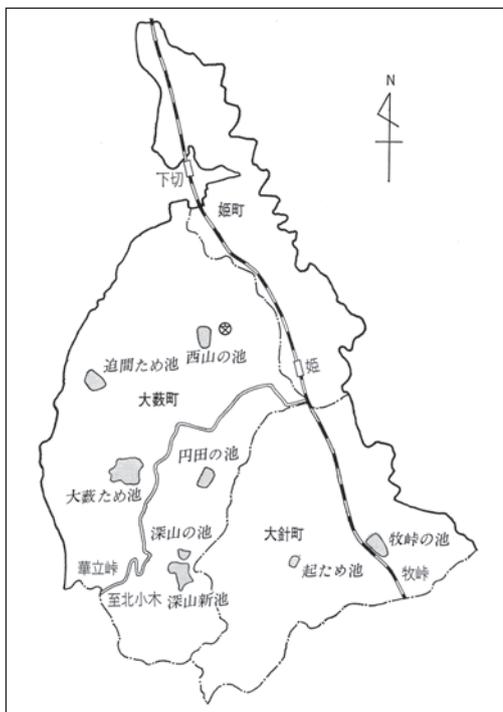


岡田将監善同屋敷跡

二、姫地域の災害と水環境

姫の村々では、姫川とその支流から用水をひいて水田を営んできましたが、水系の流域面積が小さいので、河川は水量に乏しく水不足に苦しんできました。そのため、古くから水不足を補うために溜池が築造されてきました。村差出帳には、大藪村(文化十二(一八一五年)用水大針川・谷川より引取、井堰三十五ヶ所、溜池六ヶ所、大針村(文化十二(一八一五年)用水根本川・谷川より引取、井堰三十五ヶ所・溜池一ヶ所、下切村(文化七(一八一〇)年)用水以十一ヶ所、井堰十三ヶ所、溜池十ヶ所、と記載されています。

大藪の追間溜池は、寛永年間(一六二四～一六四四)に岡田善同支配の時に造られ、この池によって七十八石余の水田の水をまかなったとされています。寛文十一(一六七一年)年・延宝四(一六七六)年・貞享(一六八八)年・元禄十三(一七〇〇)年・元文元(一七三六)年に池浚い、伏樋・伏樋の修復が行われ、延享三(一七四六)年に幕府の巡検使が廻村した際には溜池は田地を養うためであるとし、百姓自普請を命ぜられています。材料の松木・鉄物などや池浚い



南姫地区の溜池〈出典：多治見市史 下巻〉

際に急激に流出する水を一時的に貯め、後に放流して水害を防ぐ機能と、田植え時期の用水補給の役割を担っています。こうして長い年月をかけて築造されてきた溜池ですが、現在は都市化の進行にもない、多くが埋め立てられ当時の姿を留めるものは少なくなっています。頻発する水害や溜池の堆砂の要因は、山林

人足扶持は笠松役所より下げ渡され、樋の伏せ替えは百姓持ちがしきたりだったようです。

深山溜池も追間溜池と同時期の築造と思われるのですが、水量は多く二五〇石の田地を潤したとされます。上流から土砂が流入するので、池浚いや伏樋・伏樋の伏せ替えがしばしば行われたことも同様でした。

大針の東大溜池は、宝永二(一七〇五年)・宝暦六(一七五六年)年・明和四(一七六七)年に普請用材などが下げ渡されています。また、享保十九(一七三四)年には内浚、埋樋伏替が行われています。こうした記録から、堤や伏樋の修繕・底にたまった泥の浚渫など溜池の維持・管理には大変な努力が払われていた実態が伺われます。

明治以降も溜池は築造されており、昭和二十五(一九五〇)年には大藪地区で可児川防災ため池施設事業の一部として大藪防災ため池の建造が着手、同二十八(一九五三)年に竣工しています。竣工前には、受益地となり大藪・下切の人たちは、溜池の仕上げに一戸五枚の芝張りをしたそうです。池の規模は、土堰堤の長一六九m・高十五m・満水面積三、〇〇〇町歩、貯水量は市域最大の八万m³となっています。豪雨の際に急激に流出する水を



現在の太藪溜池

の荒廃が関わっています。『多治見市史在地史料編』に、大藪村「当村山の儀、下切村と入合にて御座候故、山は土ばかりにて御座候故、肥し芝草等も御座無く候、殊に赤石砂大分

御田地へ押し込み申し候」、下切村「三拾年以前まで草肥え・馬屋くまし等の類にて作仕り来り候処に、山あせ草木透と御座無く」と収録されています。山林の荒廃は江戸時代半ばから深刻になっていたようです。

三、姫川環境整備計画と環境学習

太多線と並行して流れる姫川は、現在では護岸整備が進み、治水安全度の高い河川となっています。護岸堤防の法面は、草刈りがゆきとどき、水仙が植栽され早春には行き交う人々の目を楽しませてくれます。こうした環境整備は、姫川リバーサイド計画(姫川水仙ロード)事業で実施され、多くの住民が参加しています。

事業は、多治見市第三十区の住民が中心となり、県・市・各種団体の支援を受けて、活動しています。具体的には、姫川河川および両岸堤防法面の草刈りと清掃を行い、堤防法面に水仙を植栽し、町内会別に法面の管理を行っています。水仙の植栽は、平成十七(二〇〇五)年から三力年計画で開始され、十七年度は姫橋・夏焼橋間両岸一、六一五m、十八年度は夏焼橋・大井由間および姫橋・起川合流点間の両岸一、六八四m、十九年度は全域にわたって球根

の少ないところの補植を行いました。

その後も活動は継続して毎年行われ、令和三年度も六月二十日と十月三日に姫川両岸で草刈り・清掃が行われました。

また姫川では、「ふるさと大発見」というテーマのもと、多治見土木事務所河川砂防課と土岐川観察館の指導により、南姫小学校の三・四年生が毎年二回にわたり、環境学習が実施されています。

姫川は三面張りの川でありながら、絶滅危惧種から外来種までさまざまな生き物に出会える川で、時期の違いで、生き物の大きさや捕れる生き物の違いや、カワゲラウォッシュングにより姫川の水質を学んでいます。



姫川リバーサイド計画による草刈り・清掃活動〈提供：多治見市第30区事務所〉



南姫小学校三年生の環境学習〈提供：土岐川観察館〉

参考文献

- 『多治見市史 通史編 上』昭和五十五年 多治見市
- 『多治見市史 通史編 下』昭和六十二年 多治見市
- 『南姫郷土史』平成十三年
- 『多治見市合併30周年記念誌 南姫』平成三年 合併30周年記念実行委員会
- 『姫のルーツ 姫神社』二〇二二年 宮嶋和弘

船頭平閘門建設の経緯と幻の閘門 第三編

請願の採択経緯



船頭平閘門

船頭平閘門の設置に関して多くの書籍は、「桑名の佐藤義一郎らが国会に請願」して、木曾川と長良川とを結び船頭平閘門が設置された、と述べています。しかし、閘門設置請願運動に関わった佐藤義一郎以外の人物については不明のままであり、また、誰が帝国議会へ請願書を提出し、どのような経緯で採択されたのかも不明です。さらに、何故、当初請願した三力所の設置請願場所と異なる愛西市立田町福原に閘門が設置されたのか、等についても余り触れられてきませんでした。

本号は二〇号から引き続き、船頭平閘門の設置経緯の第三編として、これまでの調査結果を紹介します。

1. はじめに

二〇号では、請願書が明治二十六（一八九三）年五月十八日に貴衆両院へ提出されましたが、その後に行われる両院の審査委員会を経ず、提出の翌十九日に「帝国議会での実況陳述」が許可されることは無いと結論し、さらに、衆議院の解散によって、請願書は再度の提出となったかを記述しました。

本号では、日清戦争（明治二十七年（一八九四年七月二十五日）〜明治二十八（一八九五年四月十七日）の勃発による請願書が第六回帝国議会解散後から一年半も遅れた明治二十八（一八九五年）十二月頃に再提出されたことを記した後、請願書が貴衆両院での議論を経て、第九回帝国議会の年度末の明治二十九（一八九六年）三月に「閘門一カ所を建設する」閣議決定に至るまでの経緯を記述します。

2. 請願書について

請願書の受理は、帝国議会が直接に人民と交渉し得る唯一の機能でしたが、請願を受けた政府側に応答義務はなく、「聞捨てる」ことも可能でした。

明治二十四（一八九一年）二月、後に閘門設置請願書の紹介議員となる貴族院議員林宋右衛門が、貴族院へ請願書が多く提出されるよう、請願書の連名者は自署でなくて捺印で良いように手続きを簡易化しました。

趙頌は、請願書提出について、「自由民権運動で権利意識に目覚めた地方有力者や商業者らに

よる請願提出に、帝国議会の開会で参政意欲を高めた地域の人々が積極的に請願に署名した」と述べています。

請願の流れは、
（一）請願者は紹介議員を介して請願書を議院に提出、

（二）各議院の請願委員会は体裁が正しいか請願書を審査、

（三）委員会は審査結果より、

（a）請願の放棄、

（b）請願を政府に参考のため回送する

（衆議院だけの処置で「参考送付」と言）、

（c）採択すべき請願に、意見書を作成して本会議へ送る、

（四）本会議は委員会からの請願を審査し、採択する場合は、請願を委員会の意見書と共に政府に送付、

（五）政府への送付後、閣議に付される、
となっていました。

なお、衆議院独自の処置である「参考送付」の請願の場合は、閣議を経る規定がないので、閣議は行われませんでした。

ここで、紹介議員となった木村議員と林議員の略歴に触れておきます。

木村議員（一八四七〜一九一九）は、員弁郡北大社村（現員弁郡東員町北大社）の豪農出身で、明治十二（一八七九）年の第一回三重県議員選挙から明治二十七（一八九四）年三月まで県議員を務め、その内の明治二十三（一八九〇）年十一月から明治二十七（一八九四）年三月までは議長を務めました。明治二十七（一八九四）年三月の

第三回衆議院総選挙で初当選、以後当選四回を経て、明治三十七（一九〇四）年には貴族院議員となつています。なお、木村は諸戸清六と共に明治二十（一八八七）年三月に創立申請した関西鉄道（株）の常議員でした。

一方、林議員（一八四五～一八九六）は員弁郡で生まれ、奄芸郡林村（現津市）の林家の養子となりました。明治十三（一八八〇）年に三重県会議員に選出され、梶村と同期でした。明治二十三（一八九〇）年に県会議員を辞職し、初回貴族院多額納税者議員選挙で互選され、同年九月二十九日に就任しました。

三、請願書採択の経緯

衆議院の請願委員会は、明治二十七（一八九四）年五月二十五から二十九日（二十七日は日曜）の四日間て計四度開催されました（二〇号・七一三参照）が、院議中の同年六月二日に衆議院が解散となり、貴族院の議事が停止（停会）し、再度の提出となりました。

一年六カ月後の再度の上京について、梶村は、「明治二十七・二十八年度は日清戦争のため請願書提出を差し控え、明治二十八（一八九五）年十二月に再び上京して請願書を提出した」と述べています。

ところで、明治二十六（一八九三）年の最初の上京に際して、梶村は、「明治二十六（一八九三）年十月に上京」と同伴者名が無く記されています。しかし、同年十一月二十八日の伊勢新聞記事（一二〇号・七一三参照）より、梶村の他に佐藤義一郎と小池正一も同道していたことが

分かり、上京が同年十月から十一月二十八日の間であると推測されました。なお、『微効史談』によるこの上京の日付は、全言ですべてを記憶だけに頼っていることを勘案すると、「誤り」とは決して言えません。

そこで、今回の「十二月の上京」についても記憶にある程度の幅があると想定し、十月から十二月までの三カ月間に亘って伊勢新聞の記事を調べましたが、関西鉄道に関する記事は何回も掲載されていたものの、請願に関する記事は残念にも見当たりませんでした。つまり、目の不自由な梶村が一人で上京したはずはなく、佐藤や小池、あるいは他の協力者と共に上京したと推測されますが、詳細については不明のままです。

三・一、日清戦争後の経緯

第九回帝国議会（明治二十八（一八九五）年十二月二十八日～明治二十九（一八九六）年三月二十八日）中の明治二十九（一八九六）年一月十七日、再び紹介議員林が貴族院へ請願書（佐藤義一郎外四八〇名）を提出しました。

三週間後の二月七日、貴族院請願委員会は請願書を政府へ送付すべきものと審査判定し、貴族院議長蜂須賀賀茂韶名で総理大臣伊藤博文宛ての意見書案が作成されました。

この一週間後の二月十四日には、貴族院で請願が可決されたため、貴族院議長蜂須賀賀茂韶名で「三カ所の閘門設置の必要性」を述べた意見書が総理大臣伊藤博文に提出されました。つまり、貴族院への請願書提出から伊藤総理への意見書提出まで、わずか四週間という短期間でした。

| 請願書の全経緯 | | | |
|-------------|---------|---|--|
| 年月 | 議会期間 | 内容 | 引用 |
| 明治26年10月 | | 梶村保寿が上京して土木局長や内務次官に面談。 | 『微効史談』 |
| 同年11月28日 | | 佐藤義一郎、小池正一、梶村保寿の3名が11月28日以前に上京。 | 伊勢新聞（11月28日） |
| 同年12月13日 | | 梶村名で「木曾揖斐両川間閘門設立請願書」を伊勢新聞社から印刷・発行。 | 桑名中央図書館 |
| 明治27年5月15日 | 第6回帝国議会 | | |
| 同年5月17日 | | 貴族院請願委員長・副委員長を互選 | 官報 第3264号 |
| 同年5月18日 | | ① 紹介議員林宋右衛門が、貴族院に請願書（佐藤義一郎外473名）を提出。 ② 紹介議員木村誓太郎が、衆議院に請願書（佐藤義一郎外473名）を提出。 | ① 貴族院請願文書表第2回報告第54号 ② 衆議院請願文書表第214号 |
| 同年5月25日～29日 | | 衆議院請願委員会が4回（27日は日曜で休み）開催 | 第6回帝国議会衆議院議事速記録第12号 |
| 同年5月29日 | | 衆議院請願委員会報告として、「木曾揖斐両川間閘門設置の件」が他の7件と共に「参考として政府へ送付すべき請願」に取り上げられた。 | 同上 |
| 同年6月2日 | | 貴族院の院議中に、衆議院が6月2日に解散で、再度の提出となる。 明治27・28年度は、日清戦争（27.7～28.4）のため請願書提出を差し控えた。 | 『微効史談』 |
| 明治28年12月 | | 梶村が、再び上京して請願書を提出。 | 『微効史談』 |
| 同年12月28日 | 第9回帝国議会 | | |
| 明治29年1月17日 | | 紹介議員林宋右衛門が、貴族院に請願書（佐藤義一郎外480名）を提出。 | 第9回帝国議会貴族院請願文書 |
| 同年2月7日 | | ① 貴族院請願委員会が、請願者（佐藤義一郎外480名）を政府へ送付すべきと判定。 ② 貴族院議長蜂須賀賀茂韶名で、総理大臣伊藤博文に意見書案を作成。 | ① 請願委員会特別報告第3号 ② 同上第3号P.41-42 |
| 同年2月14日 | | 請願を可決し、貴族院議長蜂須賀賀茂韶名で「三カ所の閘門設置の必要性」を述べた意見書（佐藤義一郎外480名）を、総理大臣伊藤博文に提出。 | ・ 貴族院議事速記録第20号 ・ 官報 第3786号 |
| 同年3月11日 | | 内務大臣芳川顕正は、総理大臣伊藤博文に、「閘門を三カ所に設置する必要はなく、適切な一カ所の設置場所を現在調査中」なので、別に閣議を開くことを希望する。 | 公文雑纂明治29年第31号 |
| 同年3月26日 | | 衆議院議長楠木正隆名で、「佐藤義一郎外479名の閘門設置請願」が議決した旨を総理代理の黒田清隆に伝えられた。 | 同上 |
| 同年3月28日 | | | |
| 同年3月31日 | | 総理大臣や法制局長官、外務・大蔵など9大臣が、適当な場所に閘門一カ所を築造することを決めた「閣議決定書」に花押を記している。 | 同上 |

貴族院が提出した三力所（油島嶮達・鰻江川・青鷺川）での閘門設置に関する意見書に対し、内務大臣芳川顕正は、三月十一日に「閘門を三力所すべてに設置する必要はなく、現在、適切な一力所の設置場所を調査中」なので、この件については別に閣議を開いてほしい、と総理大臣伊藤博文に報告しています。

一方、衆議院での可決は貴族院より一カ月以上遅れ、三月二十六日に衆議院議長楠木正隆名で総理大臣代理の黒田清隆（枢密院議長）へ、「佐藤義一郎他四七九名が提出した閘門設立に関する請願」を採択した旨を伝えています。

三月三十一日に総理大臣や法制局長官、外務・大蔵など九大臣が、「適当な一力所に閘門を築造する」閣議決定がなされたことを記す閣議決定書に署名（花押）しています。

三二一 請願書の連名者数

請願書の連名者数は、明治二十七（一八九四）年五月時点で貴衆両院共に「佐藤義一郎外四七三名」でしたが、明治二十九（一八九六）年一月の貴族院では七名増えて「外四八〇名」、同年三月の衆議院では六名増えて「外四七九名」と、理由は不明ですが連名者数が貴衆各院で増

加し、統一されていませんでした。

しかし、貴衆各院は請願内容について、「人民の請願を受けることについて、各自独立してその措置権を有し、相互に関与してはならない」と規定されていましたので、各院での連名者数の不一致は問題とはならなかったのでしょうか。なお、明治二十九（一八九六）年三月の「庄内川改修の件」の連名者数は、代表者を含めて五、七〇〇名に上っていましたので、閘門設置の連名者数約四八〇名が取り立てて多い人数ではありませんでした。

三二三 連名者記載例

前述した請願書の簡易化による連名者記載の好例が、木曾川文庫に所蔵されています。この明治三十五（一九〇二）年七月に提出され

た「揖斐川下流導水堤施設に関する請願書」では、高須輪中からの悪水を排除する導水堤（排水路）が、現海津市海津町油島から背割堤の揖斐川左岸に沿って現長島町下坂手まで計画されましたが、施工がなされず、悪水被害が増加したため、背割堤と導水堤を伊勢湾河口まで延長することを請願していました。

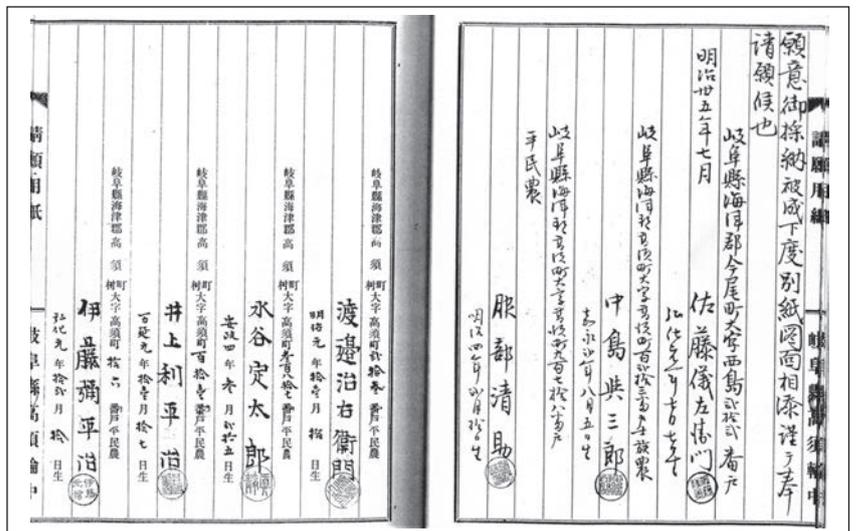
この請願書の連名者は、代表者を含め四四七名であり、代表者ら三名の住所と氏名は自署でしたが、他の連名者の住所はハンコで、代筆された氏名に捺印がされていました。

なお、導水堤（排水路）で長良川と揖斐川を完全に二分するこの請願は、河口部周辺での東西方向の連絡路確保を目指した佐藤らの請願と相反する内容でした。

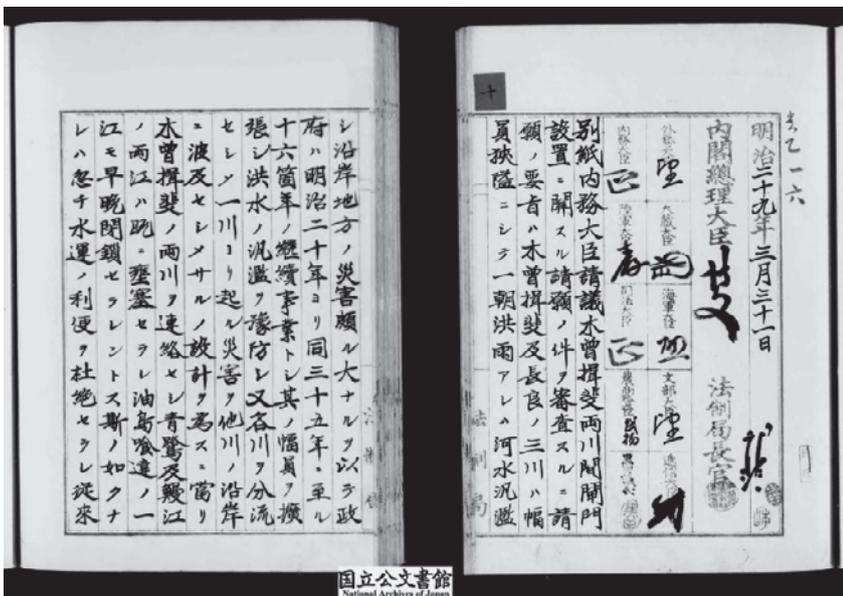
今回の調査の目的の一つは、閘門設置運動に関わった佐藤義一郎以外の人物名を掘り起こすことでしたが、残念にも、請願書の署名簿を発見することはできませんでした。

すなわち本号では、貴族院は油島嶮達・鰻江川・青鷺川の三力所での閘門設置の必要性を認めましたが、内務大臣の提言で、一力所での閘門設置が閣議で決定されたことを記述しました。

一二二号では、請願した三力所の設置場所が結果的にはすべて否決されて、立田村大字船頭平地内（現愛西市立田町福原）に設置されるに至った経緯に加え、船頭平閘門が完成



高須輪中から提出された明治 35 年 7 月請願書の署名部分
〈出典：木曾川文庫蔵〉



閣議決定書〈出典：国立公文書館デジタルアーカイブ〉

国立公文書館
National Archives of Japan

■参考資料

- 『近代日本の請願制度研究(二)』 趙頤
- 『法政論集』 二七八号 二〇一八
- 『第六回帝国議会衆議院議事速記録第十二号』 官報号外 明治二十七年 五月三十日

した後、再び鰻江川や青鷺川での閘門設置の要求が衆議院で行われたことについて記述します。

長良川と中世関鍛冶の繁栄

関市 産業経済部 観光課 関鍛冶伝承館担当 江西 奈央美



古式日本刀鍛錬の一般公開（提供：関市産業経済部観光課）

関鍛冶とは、現在の岐阜県関市地域に在住した鍛冶職の総称です。その歴史は古く、鎌倉時代末期に刀祖とされる「元重」や「金重」が関の地に移り住み、刀剣を作り始めたといわれます。関の地は、美濃路や飛騨路が交差する交通の要衝であるとともに、良質な土や松炭、そして長良川と津保川の水に恵まれ、多くの鍛冶職が集まりました。

室町時代には日本一の刀の産地として最盛期を迎え、三〇〇人を超える刀鍛冶が活動したとされます。この時期に関鍛冶からは、孫六兼元や和泉守兼定などの名工が輩出され、「折れず、曲がらず、よく切れる」といわれた関の刀は、その名を全国に広めていきました。

一 はじめに

美濃は、中世から関鍛冶や美濃鍛冶に代表される刃物鍛冶や刀鍛冶が活発に活動した地域である。特に関地域では中世以降、一定数の鍛冶職が存在し続け、近代まで刀剣の生産を続けていた。こうした活動の継続は、確かな鍛冶技術により打刃物が作られ続けていたことに加え、製品の製作に必要な鉄材や木炭の確保、そして刀剣や打刃物を販売する流通路の確立が必要となる。その流通路として海に接しない美濃国では、木曾・長良・揖斐の木曾三川の舟運が大きな役割を果たしたと思われ、当国で鍛冶職が繁栄する要因となった。

今回は美濃国の中でも特に繁栄した関地域の鍛冶職（以後関鍛冶と表記）について、商品の流通という点から考察し、中世美濃国の鍛冶職の活動に木曾三川が与えた影響について分析する。

二 木曾三川の役割

川は物資をはじめ情報や人を運ぶ重要な通路である。とくに物資輸送については、陸上輸送に比べて大量な物資を廉価に輸送することができ、また近世に入って川湊が整備され大いに発展した。

美濃国を流れる木曾三川は伊勢湾と繋がっており、伊勢湾を通じて尾張国や伊勢国との関係を深くするとともに、桑名湊から船を通じて伊勢湾沿岸部や遠くは大坂や江戸などへも物資を輸送している。江戸時代の木曾三川では、生活必需品である塩をはじめ米や麦、干物などが川下から上せ荷として運ばれ、川上からは年貢米や材木、石灰、炭、薪といった物資をはじめ、特産品である美濃焼（焼き物）や美濃和紙、生糸などを運んでおり、その特産品の一つとして関鍛冶の打刃物が含まれていた。

こうした木曾三川による物資輸送は、江戸時



打刃物（出典：関鍛冶伝承館所蔵）

代以前の中世においても利用されており、中でも長良川が関の刀剣や打刃物の物流に影響を与えていたと思われる。長良川と中世の関鍛冶に関する具体的な記録は残されていないものの、他製品の流通の実例などからその関りを見出しつつ。

三 中世の長良川の物資輸送

中世の長良川を用いた物資輸送の実例として、美濃和紙の流通があげられる。

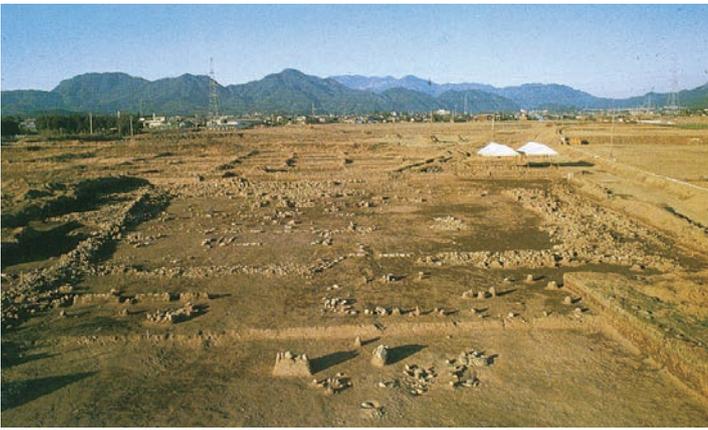
美濃国は古くから和紙の産地として知られ、中世にその生産の中心地であった牧谷（美濃市）や武芸谷（関市）では、すでに十五世紀には大矢田紙市を設けて美濃和紙の取引を行い、大いに繁盛していた。中世での京へ上落する和紙の売買と輸送は、近江の枝村商人が独占的に引き受けており、大矢田紙市へ枝村商人が出入りした記録も残されている。また木曾三川が合流し伊勢湾へつながる桑名には、枝村商人を含む近江商人たちが関与して、中世後期に商人宿が形成され、美濃和紙をはじめ様々な製品が集積さ

れていた。中世の桑名は物資の集散地として機能し、木曾三川流域で集められた物資を伊勢湾沿岸部や近江を経て京都・北陸方面へと運んでいる。大矢田紙市と桑名はそれぞれ長良川に隣接し、ともに枝村商人が関わっていることから、長良川の水運を利用した物資輸送が行われていたと考えるのが妥当である。

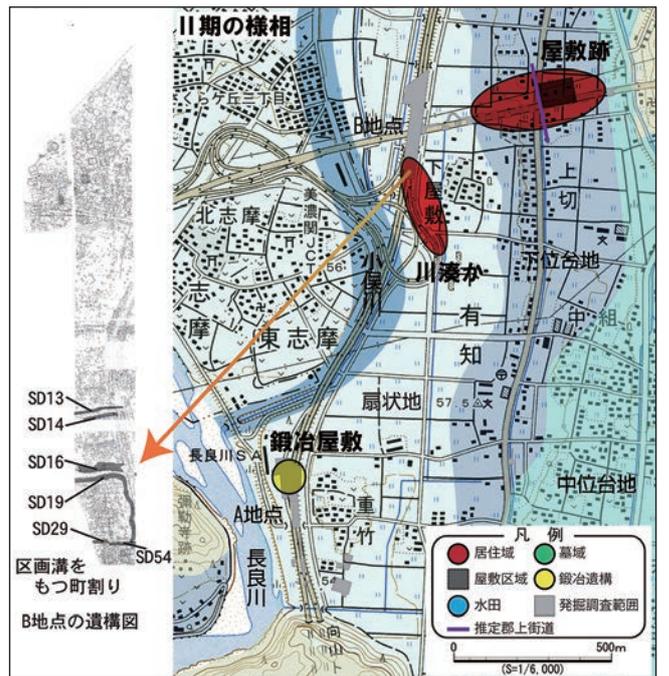
こうした美濃和紙の流通路が、そのまま材質の異なる関の刀剣類や打刃物の流通路として利用できたかは一概に言えないが、物資輸送における長良川の利用は、かなり早い時期から始まっており、関からの製品流通の一端を担っていたと思われる。

四、重竹遺跡と川湊

長良川を製品の流通路として利用するには、製品を集積し、川舟に載せるための川湊が必要



重竹遺跡 鍛冶工房跡 (出典：新修 関市史 刃物産業篇)



重竹遺跡2期 (14世紀後半～15世紀後半)の様相
(出典：「中世の関町」掲載図を加筆修正)

こうした重竹遺跡には鍛冶工房とともに、川湊を伴っていたとする指摘がある。近世以前には長良川の東に流れる小俣川がその本流であり、重竹遺跡は小俣川の左岸に沿って展開していた。その中でも小俣川が北へ流れを変えたところのやや北側に、十三世紀末から十五世紀末まで居住域が形成されており、出土遺物の多さや川に隣接する立地などから川湊であった可能性が高い。ただし十六世紀以降には川湊の遺構は確認できなくなり、理由は不明であるものの室町時代の途中で川湊の位置が変わったと思われる。

となる。中世の関地域における川湊の記録は残されていないものの、関鍛冶と長良川にゆかりがあるものとして重竹遺跡が存在する。重竹遺跡は長良川左岸の関市下有知に所在する。縄文時代から中世にかけての集落遺跡である。その中で約四十m四方の土塁で囲まれた中世の鍛冶工房跡が発見され、土塁の内側には火床を伴った建物や焼土が確認できるとともに、鉄滓や羽口、砥石、短刀、火打金などが出土している。こうした出土物の内容から鍛冶を行う作業場であったことは間違いなく、十四世紀後半から十六世紀末までこの工房は存続していた。鍛冶工房の存続期間は、関鍛冶が刀剣生産において隆盛を迎えたことと合致しており、この工房跡のような施設が関の周縁部に点在することで、多数の刀剣生産を支えていたのであろう。江戸時代に入り刀剣需要が激減すると、関ヶ原の戦い以後、整備が進められた上有知湊や関町へと鍛冶職が移住したことにより、工房が消滅したと思われる。

このような長良川に接する川湊の存在は、資料が少ないためその役割を確定することは難しいが、鍛冶工房が郡上街道に隣接していることと併せて鍛冶職が活動する上で好条件であり、鍛冶原料の確保や生産物の流通に有利に働いたと考えられる。

五、関の打刃物の流通域

中世において関で生産された刀剣や打刃物は、長良川の河川流通をはじめ、人馬による陸上輸送など様々な方法で各地へと流通していったと思われる。こうした多数の製品は、実際のところどこまで流通していたのであろうか。

打刃物については記録が残っており、『教言卿記』(応永十四(一四〇七)年の)「剃刀、一手、ツカノ事資親ニアツラウ也、セキカミソリ也」を

はじめとして、中世の公卿や僧侶の日記類に、美濃国関の打刃物や鍛冶職の記述が多数残されており、すでに十五世紀には、打刃物が関の名産品として近畿地方で流通していたことがわかる。さらに、応永年間(一三九四～一四二八)より行われていた日明貿易において関の打刃物は明にまで流通し、明の茅元儀が著した『武備志』には長門(山口)より輸出された兼常の小刀について記述されている。またこれら以外にも、記録に残らなかった流通品は無数にあった可能性が高く、関の製品は近畿地方を中心として、広範囲に流通していたのではないかとと思われる。

六、関の刀剣の流通域

一方で刀剣については、流通域に関する記録は残っていないが、関鍛冶の他国移住からその流通域を推定していく。

一般的に鍛冶職は、鍛冶需要のある場所に移住もしくは出職をして生計を立てる職人である。関への鍛冶職の集住もその一種であり、中世に関という土地で鍛冶需要が高かったことを示している。そうした動きと並行して、関では他国へ移住する鍛冶職も増加していた。こうした関鍛冶の動きは、関の刀剣流通域と密接に関係していたと思われる。特に永祿年間(一五五八～一五七〇)以前の動きが注目される。

刀鍛冶の移住は、移住先で刀剣が不足していた、もしくは現地生産による有利な刀剣の売買が可能であったなどの要因により実施されたものと考えられる。そのため、移住先の土地では、関の刀剣が満足に流通していない状態や、他地域の製品と競合していた状態が想定され、関の刀剣流通の勢力圏と他地域の勢力圏の緩衝地帯であったと思われる。

こうした他国移住をした関鍛冶は、東は越後(新潟)、北は加賀(石川)、西は山城(京都)に及んでいる。かなりの広範囲であり、この範囲

むかし、富士の山の奥にお不動さまが祀られておりました。

お不動さまは、深山の方から聞こえてくる滝の音が心地よいので、いつしか滝のそばに行きたいと思うようになりました。

ある時、山に柴刈りにやって来た宇助という若者に、「わたしを深山の滝まで連れていってくれまいか」と声をかけました。その声に驚いた宇助は、「自分ひとりでは出来たことではないので村の人と相談する」と言いつつ村に帰りました。

村に戻った宇助は、庄屋さんにお不動さまの頼み事を話しました。庄

屋さんは、「お不動さまの望みなら、村のみんなで叶えて差し上げよう」と言いつつ村人たちを集めました。

そして、村人総出でお不動さまを深山の滝まで運びました。

お不動さまは、「長い間の願いが叶って嬉しい。お礼に湯の沢に泉を湧かせて、その水が病に効くようにしてあげよう」と告げられました。



それから数年経った頃、村で疫病がはやって、医者に診てもらっても原因もわからず、手の施しようがありませんでした。困った村人が庄屋さんの方に相談したところ、宇助が、お不動さまが病に効く泉をくれたことを思い出しました。さっそく泉の水を汲んできて、苦しんでいる人たちに飲ませたところ、みるみる病が治っていきまし

た。それから村では、はやり病のときには泉の水を飲んで治し、深山のお不動さまをいっそう敬うようになりました。

出典：『かさばらの昔話』昭和五十八年 笠原町

KISSOは、創刊号からの全てが木曾川下流河川事務所のホームページよりダウンロードできます。

表紙写真

『虎渓山永保寺の臥竜池』 <提供：一般社団法人 多治見市観光協会事務所>

虎渓山永保寺は、鎌倉時代(1313年)に開創された禅寺で、中国廬山の虎渓の風景(現在は世界遺産)に似ていたことに由来すると言われています。その境内には、臥竜池を中心として作庭された池泉回遊式庭園があり、国の名勝に指定されています。

編集後記

平成30年の皇太子殿下行啓を記念して、船頭平閘門に関わるコラム「船ちゃんのこぼれ話」の掲載を始めました。

らね

船ちゃんのこぼれ話 第十三話

「船頭平閘門 (木曾川文庫) の住所は? その1」

現在の船頭平閘門(木曾川文庫)の住所(正確には所在地)表記は、「愛西市立田町福原」です。「番地はないの?」「福原ではなく、西船頭平や十六石山と表記もあるけど?」との質問を頂きましたので、住所について数回に分けて連載します。

日本の住所表記の大元となっているのは、地番です。「地番」とは、明治時代に、土地一筆(筆=土地の単位)毎に振られた番号で、現在でも不動産登記等で使用されているものです。この地番を利用する形(〇〇町2番地←地番の2番に地をつける)での「番地」が本籍地表記として登場し、建物の住所表記としてもこの形式が使われるようになったからです。

しかし、地番は、当初は順序良く並んでいたのですが、土地の売買等により、欠番や枝番が生じ、時代が経つにつれその並びが複雑になってしまった地域が発生しました。そこで「住居表示に関する法」が施行され、そのような地域には、実際の地番とは関係ない、新しい番号を振り直した表記が導入されています。

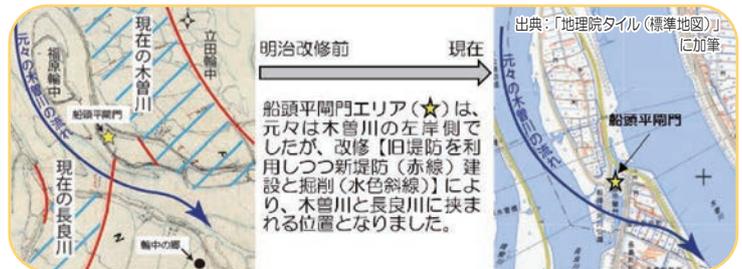
| | | | |
|----------|-------------------|--------------|-----------|
| 例) 船ちゃん宅 | 地番 | 地番区域: 〇〇市〇〇町 | 地番: 2番2 |
| | 住所①(地番利用) | 〇〇市〇〇町 | 2番地の2 |
| | 住所②(住居表示に関する法導入後) | 〇〇市〇〇町(〇丁目) | 9番 12号 |
| | | 新町名 | 街区符号 住居番号 |

現在の日本での住所表記の大半は、上表住所①のような伝統的タイプか、住所②のような新タイプのどちらかとなっています。

これ以外の少数派表記の1つに番外地タイプがあります。「番外地」とは、地番をふる作業の際に、地番を振らない「番外」とされた場所で、道路・畦敷(あぜ道)・堤塘(堤防)や用悪水路・河川等でした。しかし、この作業が課税制度のためだったからか、官有地ではこれ以外でも地番の振られなかった場所があります。

そのため、本来の番外となる道や河川以外にも、自衛隊施設・駅・山林などに地番の無い場所(無番地または無地番地)が存在しています。(現在、無番地と番外地はほぼ同じ意味で使われています。)この場合の住所表記は、①無番地表記の「〇〇町官有地無番地」、②含まれる地名を使用した「〇〇町〇〇地内」、③隣接した地名を使用した「〇〇町〇〇地先」の主に3タイプが使われています。

今回は、明治の頃まで遡って閘門周辺の地名や地番をみてみたいと思います。



明治改修により大きく姿を変えた船頭平閘門周辺